申請支援サービス登録手順 (測量・建設コンサルタント業務等)

〇今回の申請は、令和7年度・令和8年度入札参加資格(有効期間2年間)の審査申請を受け付けるものです。新規申請となるため、早島町の入札に参加を希望するすべての事業者が対象です。

〇この申請支援サービスシステムは、システムを使用している市町村で情報を共有しているため、「本社情報」、「営業所情報」、「職員名簿・資格」、「申請事前登録」については、一度入力をすることにより、システムを使用している市町村への複数の申請を簡単に行うことができます。

〇ログイン後、本社情報、営業所情報、コンサル業情報を必ず最新の情報に更新してください。

〇入力で必須となっている項目に入力が無い場合は更新されません。

〇入力のマニュアル(説明書)は、画面の右上にある「説明はこちら」(オレンジ色のボタン)を選択していただくと表示されます。

申請支援サービス登録方法(測量・建設コンサルタント)

1. 利用者登録

● 利用者登録(新規登録)

初めてこのシステムを利用する場合は利用者登録をしてください。(登録済の場合は次頁へ)

早島町HPの「ログイン画面(申請支援サービス)」のリンクをクリックし、ログイン画面の【初めてご利用になる方】から登録画面を開きます。



ログイン画面にある【初めてご利用 になる方】から利 用者登録を行いま す。



任意の業者 I Dと商号または 名称、メールアドレスを入力 し登録します。

業者 I Dは次回ログイン時に 必要になります。次年度以降 の申請にも利用しますので、 記録に残す等、大切に保管し てください。



登録したメールアドレスに本登録用URLが記載されたメールが送信されます。

(送信元メールアドレス: qvousvasup@qvouseisol.jp)



任意のパスワードを登録します。 次回以降のログイン時に必要になります。 次年度以降の申請にも利用しますので、記 録に残す等、大切に保管してください。



本社情報を登録します。

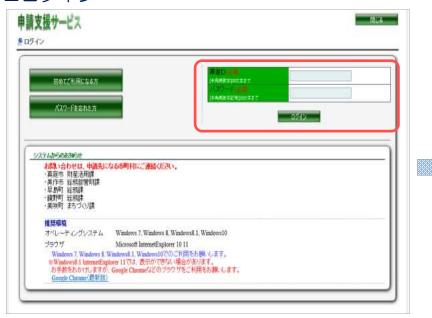


メインメニューが表示されます。 (ログインすると最初に表示される画面です。)

●ログイン

利用者登録済の業者はトップ画面からログインを行い、メインメニューを開きます。

■ログイン

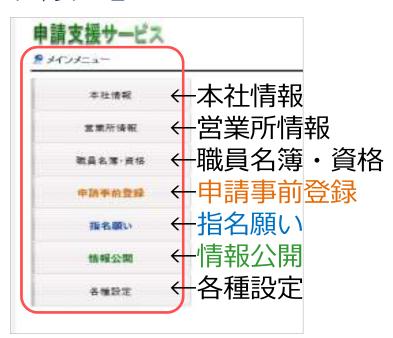


業者 I D とパスワードを入力し、「ログイン」 をクリックします。

入力項目

- ▶業者 I D
- ▶パスワード

■メインメニュー



●本社情報の編集(必須)※最新の情報に更新してください。

本社情報の修正を行います。メインメニューから「本社情報」をクリックします。商号または名称、代表者や所在地などを最新の情報に更新してください。

■本計情報



入力項目

- ▶商号または名称
- ▶商号または名称カナ
- ▶郵便番号
- ▶個人・法人区分、営業開始年
- ▶郵便番号
- ▶所在地
- ▶電話番号、FAX番号
- ▶代表者 職名
- ▶代表者 氏名、代表者 氏名カナ
- ▶電子メールアドレス
- →インボイス情報 (登録がある場合)

入力後、右上の「更新」をクリックします。 その次の画面で「確認」ボタンをクリックすると、メインメ ニューへ戻ります。 ■営業所情報登録(入札・契約権限を支店に委任する場合のみ)

営業所の情報を新規登録、編集、削除を行います。メインメニューから「営業所情報」をクリックします。 入札・契約に関する権限を営業所・支店に委任する場合は登録が必要です。 (委任しない場合は「営業所情報」の入力は不要です。)

■営業所情報



営業所を追加する場合は【営業所追 加】をクリックしてください。 営業所情報を修正する場合は、一覧 から修正する営業所を選択して【営 業所編集】をクリックしてください。



入力項目

- ▶営業所名称(営業所・支店の名称のみ入力してください。本社 の名称は入力しないでください。)
- ▶営業所名カナ
- ▶郵便番号、所在地
- ▶電話番号、FAX番号
- ▶営業所代表者 職名
- ▶営業所代表者 氏名、営業所代表者 氏名カナ
- ▶雷子メールアドレス
- ●新規登録・編集:入力後、右上の「更新」ボタンをクリックします。
- ●削除:右上の「削除」ボタンをクリックすると、営業所情報が削除されます。

次の画面で「確認」ボタンをクリック後、右上の「戻る」ボタンをクリックしてメインメニューへ戻ります。

職員名簿・資格(入力不要)

※早島町への申請では「職員名簿・資格」の入力は必要ありません。(入力してあっても、手続上問題はありません。)_、

申請支援サービス登録方法(測量・建設コンサルタント) 5. 申請事前登録(コンサル業情報)①

●申請事前登録(コンサル業)※最新の情報に更新してください。

コンサル業を申請する場合に事前に登録が必要となる情報です。 ※保有する登録証明を入力してください。 メインメニューから「申請事前登録」をクリックした後、「コンサル業情報」をクリックします。

●測量業者 登録証明

測量業者 登録証明の情報を新規登録、編集、削除を行います。コンサル業情報メニューから「測量業者 登録証明」を選択します。

■測量業者 登録証明



測量法第55条の5第1項の規定に基づき、測量業者として証明されている情報を登録します。

登録がない場合、測量業務における「測量一般」、「地図の調整」、「航空測量」を希望することはできません。

入力項目 ※最新の情報に更新してください。

- > 登録番号
- ▶登録年月日

入力後、右上の「更新」ボタンをクリックし、次の画面で「確認」ボタンをクリックします。

●建築士事務所 登録証明

建築士事務所 登録証明の情報を新規登録、編集、削除を行います。 コンサル業情報メニューから「建築士事務所 登録証明」を選択します。

■建築士事務所 登録証明



建築士法第23条の3第1項の規定に基づき、建築士事務所として証明されている情報を登録します。

登録がない場合、建築関係建設コンサルタント業務における「建築一般」 を希望することはできません。

入力項目 ※最新の情報に更新してください。

- ▶登録番号
- ▶登録年月日
- ▶ 登録有効期限

申請支援サービス登録方法(測量・建設コンサルタント) 5. 申請事前登録(コンサル業情報)②

● 建設コンサルタント 登録証明

建設コンサルタント 登録証明の情報を新規登録、編集、削除を行います。 コンサル業メニューから「建設コンサルタント 登録証明」を選択します。

■建設コンサルタント 登録証明



建設コンサルタント登録規定第5条の規定に基づき、建設コンサルタントとして証明されている情報を登録します。

入力項目 ※最新の情報に更新してください。

- > 登録番号
- ▶登録更新年月日
- ▶選択
- ▶追加・削除年月日

入力後、右上の「更新」ボタンをクリックし、次の画面で「確認」ボタン をクリックします。

●地質調査業者 登録証明

地質調査業者 登録証明の情報を新規登録、編集、削除を行います。 コンサル業メニューから「地質調査業者 登録証明」を選択します。

■地質調査業者 登録証明



地質調査業者登録規定第5条の規定に基づき、地質調査業者として証明 されている情報を登録します。

入力項目 ※最新の情報に更新してください。

- ▶登録番号
- ▶登録更新年月日
- ▶有効期限

申請支援サービス登録方法(測量・建設コンサルタント) 5. 申請事前登録(コンサル業情報)③

●補償コンサルタント 登録証明

補償コンサルタント 登録証明の情報を新規登録、編集、削除を行います。 コンサル業情報メニューから「補償コンサルタント 登録証明」を選択します。

■補償コンサルタント 登録証明



補償コンサルタント登録規定第5条の規定に基づき、補償コンサルタントとして証明されている情報を登録します。

入力項目 ※最新の情報に更新してください。

- > 登録番号
- ▶登録更新年月日
- ▶選択
- ▶追加・削除年月日

入力後、右上の「更新」ボタンをクリックし、次の画面で「確認」ボタンをクリックします。

●不動産鑑定業者 登録証明

不動産鑑定業者 登録証明の情報を新規登録、編集、削除を行います。 コンサル業情報メニューから「不動産鑑定業者 登録証明」を選択します。

■不動産鑑定業者 登録証明



不動産の鑑定評価に関する法律第22条の規定に基づき、不動産鑑定業者として証明されている情報を登録します。

登録がない場合、補償コンサルタント業務における「不動産鑑定」を希望 することはできません。

入力項目 ※最新の情報に更新してください。

- ▶登録番号
- ▶登録更新年月日

申請支援サービス登録方法(測量・建設コンサルタント) 5. 申請事前登録(コンサル業情報)④

●土地家屋調査士 登録証明

土地家屋調査士 登録証明の情報を新規登録、編集、削除を行います。コンサル業情報メニューから「土地家屋調査士」を選択します。

■土地家屋調査士 登録証明



土地家屋調査士法第8条の規定に基づき、土地家屋調査士として証明されている情報を登録します。

入力項目 ※最新の情報に更新してください。

- ▶所属会
- > 登録番号
- ▶登録年月日

入力後、右上の「更新」ボタンをクリックし、次の画面で「確認」ボタンをクリックします。

●司法書士

司法書士 登録証明の情報を新規登録、編集、削除を行います。コンサル業情報メニューから「司法書士」を選択します。

■司法書士



司法書士法第9条の規定に基づき、司法書士として証明されている情報を登録します。

登録がない場合、補償コンサルタント業務における「登記手続等」を希望することはできません。

入力項目 ※最新の情報に更新してください。

- ▶所属会
- ▶登録番号

申請支援サービス登録方法(測量・建設コンサルタント) 5. 申請事前登録(コンサル業情報)⑤

■ ISO9001認定

ISO9001登録証の情報を新規登録、編集、削除を行います。コンサル業情報メニューから「ISO9001認定」を選択します。
ISO001 (只要フラジンントシステム) 登録記[記載されている情報

■ISO9001認定

申請支援サービス © 1509001認定 登録記明				ログアウト 凸凹 株式会 前回ログイン日時:2019/05/22 <mark>3 支明にあっ</mark>	
ISO9001認定されている情報を	登録します。			更新削	除 戻る
記証番号(必備) (半角英数文字記号)10文字まで	認証番号を入力してく 123456789	ださい。			
認証起算日本の (半角文字)YYYYAAADD	2014/02/12	入力してください。	初回認証日 [并负文]YYYYMMDD	初回認証日を西暦で入力 2014/02/13	してください。
有効期限 (半角文字)YYYYABADD	有効期限を西暦で入 2014/02/14	りしてください。			

ISO9001 (品質マネジメントシステム) 登録証に記載されている情報を登録します。

入力項目 ※最新の情報に更新してください。

- ▶認定番号
- ▶認定起算日
- ▶初回認定日
- ▶有効期限

入力後、右上の「更新」ボタンをクリックし、次の画面で「確認」ボタンを クリックします。

ISO14001認定

ISO14001登録証の情報を新規登録、編集、削除を行います。コンサル業情報メニューから「ISO14001認定」を選択します。

■ISO14001認定



ISO14001 (環境マネジメントシステム) 登録証に記載されている情報を登録します。

入力項目 ※最新の情報に更新してください。

- ▶認定番号
- ▶認定起算日
- ▶初回認定日
- ▶有効期限

申請支援サービス登録方法(測量・建設コンサルタント) 5. 申請事前登録(コンサル業情報)⑥

- ISO27001認定
- ISO27001登録証の情報を新規登録、編集、削除を行います。コンサル業情報メニューから「ISO27001認定」を選択します。
- ■ISO27001



ISO27001 (情報セキュリティマネジメントシステム) 登録証に記載されている情報を登録します。

入力項目 ※最新の情報に更新してください。

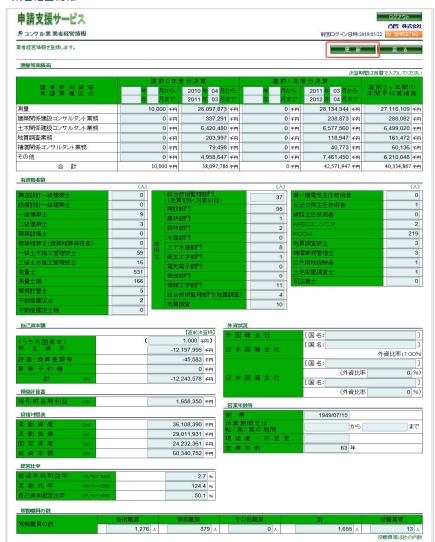
- ▶認定番号
- ▶認定起算日
- ▶初回認定日
- ▶有効期限

申請支援サービス登録方法(測量・建設コンサルタント) 5. 申請事前登録(コンサル業情報)⑦

業者経営情報

業者経営情報を新規登録、編集、削除を行います。コンサル業情報メニューから「業者経営情報」を選択します。

■業者経営情報



業者経営情報を登録します。

入力項目

- ▶測量等実績高
- ▶有資格者数
- ▶自己資本額
- ▶損益計算書
- ▶貸借対照表
- ▶経営比率
- ▶外資状況
- ▶営業年数等
- ▶常勤職員の数

入力後、右上の「更新」ボタンをクリックします。

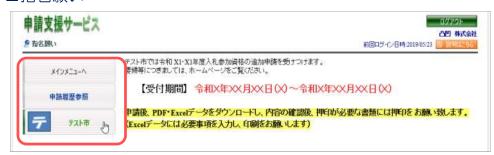


確認画面で「確認」ボタンを押下後、すべての項目の入力が完了したら、左上の「申請事前登録メニュー」ボタンをクリック →「メインメニューへ」ボタンをクリックして、メインメニューへ戻ります。

●指名願い

指名願いの申請資料を作成します。メインメニューから「指名願い」をクリックします。

■指名願い



申請を行う「早島町」をクリックします。



「測量・建設コンサル申 請」をクリックします。 ●測量・建設コンサル 指名願い

測量・建設コンサルの指名願いを登録します。

申請区分を選択します。



契約等を行う本社または営業所(委任先)の所在地を以下の区分により「市町村内」「県内」「県外」から選択します。

●「市町村内」:契約等を行う本社または営業所(委任先)が早島町内にある場合

●「県内」:契約等を行う本社または営業所(委任先)が岡山県内(早島町内を除く。)にある場合

●「県外」:契約等を行う本社または営業所(委任先)が岡山県外にある場合



右上の「次へ」をクリックします。

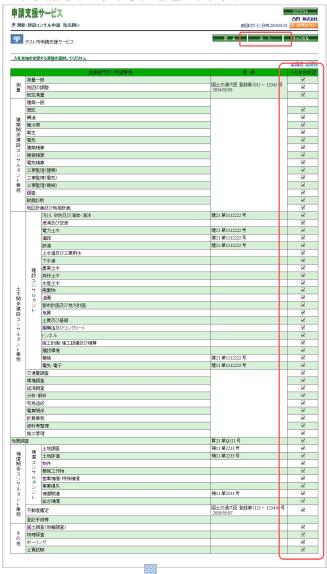
契約等を行う営業所(委任先)を選択します。



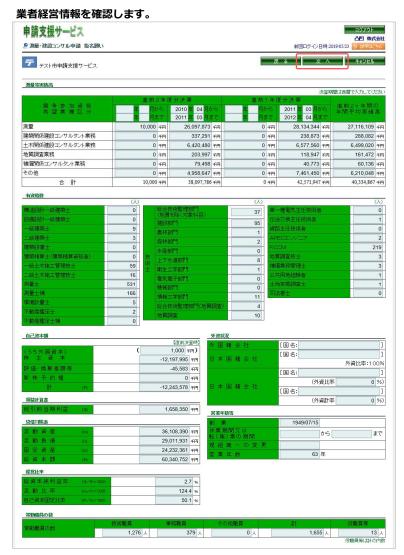
本社または営業所を選択します。

※営業所情報が登録されていない場合は【契約等 (委任先)を行う営業所】は表示されません。

入札参加を希望する業種を選択します。



業種によって、申請事前登録(コンサル業)で登録が ない場合に希望申請できない業種があります。

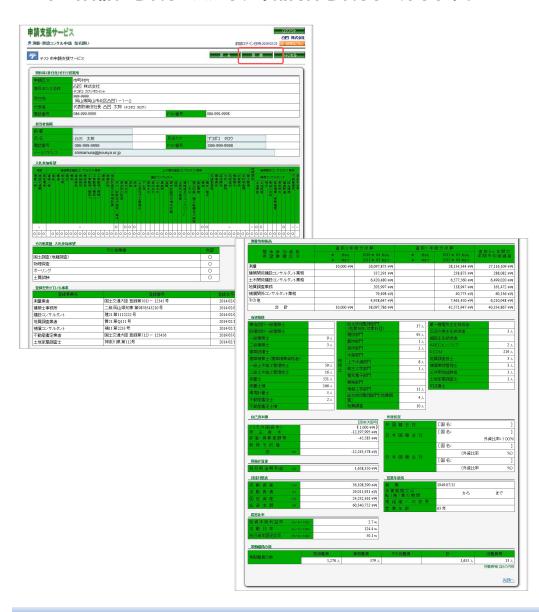


申請事前登録(コンサル業)で登録された 業者経営情報が表示されます。



右上の「次へ」をクリック

担当者情報を確認・入力し、申請内容を確認し登録します。



「担当者情報」を確認し、修正してください。

申請内容を確認し、内容に間違いなければ右上の「登録」ボタンをクリックします。



「申請資料を作成中です」というメッセージが表示されます。



自動的に次の画面へ切り替わります。 (切り替わらない場合は、手動で「再読込」 ボタンをクリックすることを何度か試してく ださい。)

申請支援サービス登録方法(測量・建設コンサルタント) 7. 申請資料・添付ファイル出力

「申請資料」と「添付ファイル」の2種類のデータを両方ダウンロードします。



②添付ファイル欄の「ダウンロード」ボタンをクリックし、添付ファイルをダウンロードします。(Excelファイルは様式に必要事項を入力してから印刷してください。)

③ ダウンロードできたら、右上の「確認」ボタンをクリックします。

①中央の申請資料欄の「申請用資料ダウンロード」をクリックすると、入力してきた情報が反映された申請用資料が P D F で出力されるので、パソコン等に保存し、印刷してください。

※申請日の日付は、自動的に「申請支援サービスに登録した日」が出力されます。 (出力された日付が受付開始前の3月の日付であっても、そのまま提出してください。)



以上で、システムの登録は完了です。

提出要領をよくご確認の上、ダウンロードした資料(①+②)を印刷したものと、証明書等必要書類を 4月1日以降に提出(郵送)してください。

(申請の電子化ではありませんので、紙での提出が必要です。)

- ※書類の不備(記入漏れ、押印漏れ等)がないよう、提出前によくご確認ください。
- ※ PDF・Excelデータをダウンロードし忘れた等で資料を再度ダウンロードしたい場合は、「メインメニュー」 \rightarrow 「指名願い」 \rightarrow 「申請履歴参照」の順にクリックして進み、該当する申請履歴を選択し、右上の「詳細」 \rightarrow 「申請書出力」をクリックすることにより、申請資料①と②のダウンロード画面が表示されます。(受付状況についても、同じ「申請履歴参照」画面から確認することが可能です。)